資 料 2

茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和８年度版）に対する市民意見及び市の考え方

１　募集期間　　令和８年７月１（水）～　７月15日（水）

２　意見の件数　　45件

３　意見提出者数　　４人

４　内容別の意見件数

項　目	件　数
全般	2件
政策目標1 自然と人が共生するまち	37件
政策目標2 良好な生活環境が保全されているまち	2件
政策目標3 資源を大切にする循環型のまち	1件
政策目標4 気候変動に対応できるまち	1件
政策目標5 環境に配慮した行動を実践するまち	0件
資料編	2件
合計	45件

5　意見の内容

全般について

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
1	全般	環境への提言 1 環境と保護－ヒトと気候変動－ 環境には歌(*1)があるのを気付く事は幸いである。それは鳥のさえずりや風と枝葉のそよぎ、波のさざめき、雷の轟きは、国歌や民謡、宗教歌で環境を社会と暮らしに適応(*2)させ自主的に治め営むのが古代からある様で(*3)、メソポタミアでは『セイキロスの墓碑銘』（SeikilosEpitaph）と云う。B.C1300 年の歌が国際で最古の歌なのだそうだ。この歌でも墓碑銘にあるのだから(*4)人と人の関係性、それも相互の関係性に平和を願うのは、環境への提言に似ている。この様な事は、子どもをあやして寝かし付ける(*6)時も安心して休める様に親は休まず(*5)にして､親は唄に慣れた音程を半分眠りながら、環境もまどろむのだ。	本市では、環境基本計画において、「自然と人が共生するまち」、「良好な生活環境が保全されているまち」など、環境に関する幅広い分野を政策目標として掲げています。 自然環境や気候変動をはじめとする環境問題は、市民生活や地域社会とも密接に関わるものであることから､今後も環境に関する情報の発信や環境学習、市民・事業者等との連携を進め、市民の皆様が環境について考え､行動する機会の充実に努めてまいります。

		この様な人類普遍な精神保健は、平等を気付かせ平和を実感するので、自然から得られる現象や人々が紡いだ事象を保存しており、安全を確認するので安心する。これは精神の応急(*7)にある取組みで、泣く子どもへは処置(*7)として、母親が物事・出来事を取りはからい決まりをつけるものである。しかし、もしもの事態、子ども達が皆で泣き出す様な時(*8)、その気候変化は、その原因として挙げられるのは(*9)、①地殻の変動で大きい山脈や海溝が出来ることで気温と陸海の変化②大気の組成と浮遊物の変化③太陽エネルギーの変化④太陽と地球の天文学的計測による変化があり、全ての理由がその場合に無いとは言えない問題に環境への提言は、そもそも法律がある関係性の言及には気候要素が表現される事を(*10)黙秘裏にする事も無い。公共の福祉への平和を奨励するのを(*11)知識で協力を促進する必然があります。そして人間の理性には説明責任があり、断罪主義の違勘によらず、論議が理解に近接するのは環境の正義で平等の主張を享有する 参考文献、資料> *1　茅ヶ崎市役所東玄関入口 市民憲章と環境の自然音 *2　茅ヶ崎市例規集①P.201-207 *3　グーグル検策 キーワード「古代・最古のうた」セイキロスの墓碑銘 *4　日本国前文　美濃部達吉「憲法講話」岩波書店 *5　持続可能な開発目標「国際条約集 2022」有斐閣 P.881 *6　ブリタニカ 国際大百科事典 キワード「子守歌」2011 *7　広辞苑第 6 版 岩波書店 キーワード「しょち」「おうきゅう」 *8　ルドウィッヒ・ベーメルマンス、訳：瀬田貞二「げんきなマドレーヌ」 偕成社 P.45 *9　世界大百科事典 6「カヘナ～キス」P.644 キーワード「きこうへんか・ きこうようそ」 *10 ハイデッガー「真実について」 *11 友好関係原則宣言、ユネスコ憲章第 1 条(b)(c) P.577、「国際条約集 2022」	

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
2	1	最下行：用語集記載の＊印が見にくい。もっと強調して。	年次報告書では、本文中の用語について、資料編の用語集に説明を掲載していることが分かるよう「＊」印を付しています。 いただいたご意見を踏まえ、今後の年次報告書の作成において、本文から用語集への関連がより分かりやすくなるよう、表示方法やレイアウトの改善を検討してまいります。

政策目標１　自然と人が共生するまち　について

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
3	9	政策目標１（10 年後の茅ヶ崎市のイメージ）自然と人が共生するまちに記載の「多様な生きものが生息・生育できる環境に復元しつつあります」について、環境に復元ではなく再生である。(より正確な表記に)	同記載は、政策目標１「自然と人が共生するまち」の 10 年後のイメージとして、「多様な生きものが生息・生育できる環境」を将来的に取り戻していくという趣旨で、「復元」と表現しています。そのため、現時点では「復元」という表現を用いることとします。
4	9	政策指標③について、緑地面積が増えることはないと確信できる。こんな施策だけでの目標には無理があると考える。	緑地面積については、開発や土地利用の変化などにより減少する要因がある一方で、都市公園の整備や公共施設・民間施設における緑化などの保全策を通じて、緑地の確保・保全を進めています。こうした取り組みを総合的に推進することで、緑地面積の維持・確保を目指す指標として設定しています。 ご指摘のとおり、目標の達成は容易ではありませんが、引き続き関係計画との連携を図りながら、緑地の確保・保全に努めてまいります。
5	9	政策指標④⑤の数値について、現状を知らせないでアンケート調査をしているのだからで、何も指標にはならない。	アンケートは、市民の実感を把握するための指標の一つであり、政策評価については実測データ等とあわせて総合的に評価しています。 いただいたご意見は今後の指標のあり方の参考とします。

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
6	9	参考データ「土地利用現況調査における自然的土地利用の割合」について、どんどん減少している。これはどうするのか。	「土地利用現況調査における自然的土地利用の割合」は、市全体の土地利用の変化や自然環境の状況を把握するための参考データとして掲載しています。自然的土地利用の変化も踏まえながら、緑地の確保・保全に取り組んでまいります。
7	10	参考データ「みどりの保全地区面積」について、この施策は、計画を作る時も茅ヶ崎市では今は無理があると進言したが、そのまま取り入れ、できると言われていた。保全のためには、できない施策ではなく、できる施策を考えてほしい。	ご指摘事項を参考とさせていただきます。 今後「みどりの基本計画　生物多様性ちがさき戦略」改定の際に、より実効性のある施策について検討を進めてまいります。
8	10	令和７年度実績の事業評価の課題で、特別緑地保全地区の指定について、指定の継続・見直しの整理が求められているとある。昨年度にも、指定の継続・見直しなどが課題としとしている。 P.11 施策①の「主な取り組み実施状況」について、令和６年度の主な取り組み実施状況では「みどりの保全に向けた手法の検討を再開した」と記載していたが、その検討結果はどうなったのか令和７年度の主な取り組み実施状況に記載がないまま、今度は「新規指定の方向性を示すため、計画改定に合わせて検討を再開」と記載している。どこまで進んだのか、記載してほしい。	進捗の記載方法について、ご指摘事項を次回進捗報告の際の参考とさせていただきます。
9	11	施策①令和７年度の主な取り組み実施状況の「特別緑地保全地区の指定の推進」について、土砂災害特別警戒区域の指定が解除されるとは思えない。計画改定に併せてと書かれているが、丁寧な説明が必要と考える。この表記では何も検討されず放置しているとしか思えない。計画とは何の計画なのか、土砂災害特別計画区域と特別緑地保全地区予定地が重なるが、どのような影響があるのか、それが何故特別緑地保全地区指定の検討を休止することにつながるのか、わかるように説明してほしい。	ここで示す「計画改定」とは、みどりの基本計画　生物多様性ちがさき戦略の改定です。 土砂災害特別警戒区域と特別緑地保全地区は、法の目的が異なります。重複指定することにより「緑の保全」と「安全管理」のバランスをどのようにとるべきか判断が難しく、これまでに他市の指定状況事例の調査等、検討材料の収集を行ってきました。直接的な影響を受ける地権者や、影響の及ぶ場所に居住する市民等、多数の主体が関係する問題であるため、今後、慎重な調整・検討を進めてまいります。 検討内容の詳細は、みどりの基本計画改定の中で整理してまいります。

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
10	11	施策①令和 7 年度の主な取り組み実施状況の「自然環境評価調査において特に重要度の高い自然環境とされた地域における保全管理の推進」について、同じ特別緑地保全地区にも関わらず、清水谷は年間約 45 回、延べ 334 人が保全作業をしている。しかし、赤羽根字十三図周辺は、年間 4 回で計 34 人しか参加していない。これで良いのか。それに 1 年間の計画もなく、次に行くと元に戻っているということが繰り返され、だんだん悪くなっていくばかりだ。根本的な取り組み方の変更が必要と思う。	2 箇所の特別緑地保全地区においては、その面積や利用形態の違いにより、保全作業の頻度を同等に比較することはできません。 しかし、年間の保全活動の概要を作業に参加される市民へ示すことは重要であると考えています。 引き続き、将来にわたって継続可能な体制の構築に取り組んでまいります。
11	11	施策①令和 7 年度の主な取り組み実施状況の「自然環境評価調査において特に重要度の高い自然環境とされた地域における保全管理の推進」について、行谷のミティゲーションは何回ほど実施し、その後の管理はだれが行っているのか、大丈夫なのか、記載してほしい。	小出川遊水地事業予定地におけるミティゲーションについては、植物を中心に、令和 7 年 12 月、日本大学生物資源科学部の協力を得て、埋土種子を含む表土を採取するという形で 1 回実施しています。また、指標種、レッドリスト種の移植も 2 度実施しています。 これらの管理は市が行っており、将来的に遊水地が整備された後、元の生育地に戻し入れができるかどうか、工事完了後の現地の変化状況を調査した上で検討する予定です。 市では県と引き続き協議を行い、湿地環境の保全・再生に向けて取り組んでまいります。
12	11	施策①令和 7 年度の主な取り組み実施状況の「自然環境評価調査において特に重要度の高い自然環境とされた地域における保全管理の推進」について、柳島の貴重な植物の生育地が保全されていると記載があるが、だれが保全作業を実施しているのか。	柳島キャンプ場内の保全エリアにおいては、キャンプ場の指定管理者が管理を行っています。 また、柳島地内で過去にミティゲーションを行ったその他の場所については、市が直接保全作業を実施しています。

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
13	11	施策①令和 7 年度の主な取り組み実施状況の「自然環境評価調査において特に重要度の高い自然環境とされた地域における保全管理の推進」について、長谷は市内唯一貧栄養で乾燥した草地環境が広がっている場所。盛り土されたが少しは残っている。それを保全しているという姿勢が見えない。その時に移植した植物はどうなっているのか、市民と一緒に移植した植物、景観みどり課が単独で移植した植物の保全と管理の状況も書いてほしい。 また、コア地域なので、草地環境だけでなく、まとまりのある樹林地も貴重。どのように保全管理しているのか。一部除草だけでは不明瞭である。	長谷については、平成 30 年頃に実施された造成工事において、特徴的だった貧栄養草地の大半が盛り土されました。直接的な盛り土の影響を受けなかったその周辺地においても、盛り土後に大きく植生が変化した影響を受け、一帯がオギ等のイネ科高茎草本類やクズが繁茂する草地へと変化しています。 第 4 回茅ヶ崎市自然環境評価調査においても、草地の周辺の重点的な調査を行いましたが、特徴的な植物は発見されませんでした。 平成 24 年に市民の方とともに樹林内に移植した 5 種の植物については、1 種を除き 10 年以上にわたり定着が確認されており、令和 5 年時点で特段の維持管理は要しておりません。 なお、平成 30 年に貧栄養草地から移植した植物については、その後定着が確認できませんでした。 長谷はそのほとんどが民有地であるため、市が主体となった維持管理は基本的に行いません。所有者による維持管理について、調査結果等を基に、協議を図ってまいります。
14	12	施策①令和 7 年度の主な取り組み実施状況の「北部地区の緑地に対する維持管理」について、赤羽根 5 図の斜面林は、寄付されてから 10 年以上が経過しており、大切な斜面林として責任を持って保全すべきである。今後の保全方法を示してほしい。	道路に越境している木、内部の倒木等支障木から順次着手し、長期的な維持管理について検討してまいります。

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
15	12	施策①令和 7 年度の主な取り組み実施状況の「北部地区の緑地に対する維持管理」について、行谷の樹林が寄付されたが、その保全方法も明らかにしてほしい。	行谷地内において、平成 30 年度に寄付にて受領した土地は、令和 5 年度に倒木事故を発生させたことから、樹林全体を更新するための伐採を実施しました。 その後、市道や民家が隣接する急傾斜地であること、斜面に沿って高圧電線が配架されていることから、樹木の高木化を防ぐ維持管理を行っています。 大規模伐採後に生えた実生木の整理を行いつつ、土砂災害対策、生物多様性の保全も考え、傾斜地全体が明るい林床を保つよう意識しながら適宜管理しています。
16	14	施策指標③④現況値の「※2」の記述はおかしいと思います。施策目標であり、自然環境評価調査の市民調査員は報酬ももらっているのだから、調査は実施すべきだったのではないか。今後はどうするのか、具体的に示してほしい。	市民調査員はあくまでボランティアであり、ささやかな謝礼をお渡ししています。特定外来生物の調査については、調査の手法を検討するミーティングの中で、指標種に加えて特定外来生物までを調査範囲に含めての実施は困難と判断されたため、調査対象種を縮小しての実施としました。 外来種については、何が侵入しているかの把握をしなければ対策の検討をしにくいことが問題です。市としての対策について、今後関係課とともに検討してまいります。
17	14	施策指標③④について、調査できなかった、陸域・水域での特定外来生物 23 種を教えてください。 茅ヶ崎市の HP では見つかりませんでした。調査できなかったのは、もともと情報がいきわたっていないためではないでしょうか。いきなり調査は難しいと思う。	過去に調査した特定外来生物 23 種は「第 3 回茅ヶ崎市自然環境評価調査概要報告」10 ページ及び 12 ページに記載しています。 （参考 URL: https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/016/112/hyouka.pdf 外来種については、何が侵入しているかの把握をしなければ対策の検討をしにくいことが問題です。市としての対策について、今後関係課とともに検討してまいります。

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
18	14	※2 の説明で記載の「ナガエツルノゲイトウ」は、緊急対策外来種であり、かつ特定外来生物にも指定されている事を明記する。(以後 10 か所以上全て修正追加)	ナガエツルノゲイトウについては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で特定外来生物に指定されています。また、環境省及び農林水産省による「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」では、令和 8 年度の見直しにより、カテゴリ区分が「緊急対策外来種」から「防除推進外来種」となっています。 このため、今後の年次報告書の作成において、最新の区分及び位置付けを踏まえ、記載内容を整理します。
19	14	令和 7 年度実績の事業評価について、成果で記載している「緑化指導」は全く実施されていないのでは。	ご指摘のとおり、この記載は誤りでしたので、修正いたします。 申し訳ございません。
20	14	令和 7 年度実績の事業評価について、課題として、あげられているものは毎年記載されているものであり、いつ現実に実施されるのか、日程を示してほしい。 （令和 7 年度実績　課題の記載） 自然環境評価調査の継続実施に向けた調査員の育成・専門性向上や、外来種対策の仕組みづくりが必要です。また、ミティゲーション（代償）の継続に向けた移植場所の確保やモニタリング体制の整備、市民への情報共有の充実が課題です。 （令和 6 年度実績　課題の記載） 自然環境評価調査は、調査員の育成や専門性のさらなる向上が重要と考えます。外来種の抑制は、効果的に進めるための仕組み作りが必要です。ミティゲーションの継続に向け、場所の確保及びモニタリングの実施が必要です。緑化ガイドラインの作成は、スケジュールや目標を設定し、計画的に実施していくことが求められます。	ご指摘いただいた課題については、課題解決に向けて対策を進めております。 自然環境評価調査については、令和 7 年度に第 4 回が終了しました。調査員の育成・専門性向上に関しては、第 5 回評価調査の実施に向けた調査員養成講座の内容を工夫することにより、改善を図る予定です。 また、ミティゲーションに関しても、移植場所の確保のため、令和 7 年度に協働の取り組みの一つとして外部団体と協議を進めるなど、改善の取り組みを進めております。

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
21	15	施策②令和７年度の主な取り組み実施状況の「自然環境評価調査の実施と調査員の養成」について、大勢の市民の方が参加されたのはよかったと思うが、育成講座の成果なのかがこの表現ではよくわからない。 育成講座は社会教育課の公民館、博物館を活用して、ある程度回数を実施し、目を養う必要がある。景観みどり課だけでは難しいのでは。 また、今回の調査結果の分析など講座を行ってほしい。 役所のロビーの展示を見たが、コア地域の大切さが伝わらない。中途半端で残念。 今後指標種、希少種を減らさないにはどうすべきか、市民全体で考えられる場がほしい。環境フェアでの開催を提案する。	ご指摘参考とさせていただきます。
22	15	施策②令和７年度の主な取り組み実施状況の「自然環境評価調査の実施と調査員の養成」について、調査は実施されたが、それが不十分なものだった場合、何を基本にするのかわからなくなる。この結果を押し付けないでほしい。	ご意見参考とさせていただきます。
23	15	施策②令和７年度の主な取り組み実施状況の「自然環境評価調査の実施と調査員の養成」について、団体が参加できるなどは、募集時に説明もなかった。不透明な運営の仕方でなく、今後はしっかりと市民参加で意見交換をして行ってほしい。	法人での参加について、第４回調査の募集を行った際に周知が不足しておりました。次回開催に向け、改善に努めてまいります。
24	15	施策②令和７年度の主な取り組み実施状況の「外来種に関する情報発信や拡散防止の推進」について、相模川河川敷の市占用区域内については、「相模川の河畔林を守る会」でもオオブタクサやセイタカアワダチソウ、コセンダングサなどの駆除を行っている。	ご指摘の記載箇所につきましては、市が主体となって取り組んだ事業のみを記載しております。
25	15	施策②令和７年度の主な取り組み実施状況の「外来種に関する情報発信や拡散防止の推進」について、ナガエツルノゲイトウに関しては、「駒寄川水と緑と風の会」が毎年数回駆除を実施しており、撲滅できないので、浚渫をお願いしているが実施されていない。	河川の流路を確保するための除草及び堆積土砂の浚渫を実施しておりますが、現地を確認した結果、令和７年度においても浚渫に至る状況ではありませんでした。 流路の閉塞等が懸念される場合は、浚渫を実施いたします。

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
26	15	施策②令和 7 年度の主な取り組み実施状況の「開発行為に伴う指標種等への対応（ミティゲーションの実施）」について、記載されているミティゲーションの内容はきちんと資料として残し、職員が変わっても続けて保全ができる状態なのか、確認しているのか、疑問である。保全ができにくい場所や、すでに無くなったものもある。今後の方針を聞きたい。	開発行為等に伴い市が移植を行った植物については、これまでもリスト化して管理を行ってきたところです。 当該リストの中には、移植先の詳細なポイントが作業時の記録から特定できないものや、移植後の維持管理の要否が不明であるものが含まれていたことから、令和 7 年度下半期以降、誰でも状況の確認及び維持管理ができるよう、おおむね過去 10 年以内に移植を行ったものについて、生育が確認できた種はポイントが特定できる写真とともに位置図を作成し、順次生育状況の確認及び維持管理作業の要否の整理を行っています。 今後については、定着が確認できており、維持管理を要しないものについてはフォローアップを終了しつつ、新たに移植をせざるを得ない案件が生じた場合にあっては、引き続き対象種の生育に適した環境に配慮しつつ、移植後のフォローアップの負担の少ない移植先の選定や移植先の集約を行う方針としています。
27	15	施策②令和 7 年度の主な取り組み実施状況の「緑化ガイドラインの作成」について、緑化ガイドラインの策定に向けた検討は、いつ中止していつ再開したのか。またその理由は。	緑化ガイドラインの検討については、平成 22 年頃から他の事務事業との兼ね合いの中で度々中断しております。直近での中断は新型コロナウイルス感染症対策の影響で、中断した事業が一斉に再開され、自然環境評価調査の実施など他事務が重複したため、緑化ガイドラインの検討再開は令和 7 年度からとなっております。
28	15	施策②令和 7 年度の主な取り組み実施状況の「緑化ガイドラインの作成」について、毎年同じ記載ではなく、どこまで検討されたのか、説明する必要がある。	ご意見参考とさせていただきます。緑化ガイドラインについては、現在他市事例も参考としつつ、記載すべき情報を精査している段階です。

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
29	15	施策②令和７年度の主な取り組み実施状況の「緑化ガイドラインの作成」について、これも何年も前から放置された計画である。 トキワツユクサ、オオキンケイギク、オオハンゴウソウなどは、特定外来生物であり、園芸種として入ってきたものと想像できる。見た目かわいいし、きれいな植物なので、他の場所で増やしたいと思う人がいても不思議ではない。そういう人が増えないように、早急に緑化ガイドラインを作成し、今後に備えてほしい。	ご意見参考とさせていただきます。緑化ガイドラインについては、策定に向けて努めてまいります。
30	17	施策②令和７年度の主な取り組み実施状況の「生物多様性に関する情報発信」について、私はSNSはやっていません。そういう人はどうしたら情報を受け取れるのでしょうか。取りこぼれる人がいないように情報は発信していただきたい。	生物多様性に関する情報発信については、SNSで情報発信しているほか、市ホームページでの案内、年に一度、市役所で生物多様性講演会を開催してポスターでの周知も行っています。 なお、令和７年度の講演会は、録画映像を期間限定で公開しています。
31	17	施策②令和７年度の主な取り組み実施状況の「生物多様性に関する情報発信」で記載している「外来種の啓発等の関する情報発信」とは具体的になにか。（同様な表記があるが、具体的な行動内容が不明）	景観みどり課の業務における外来種駆除作業について、市ホームページ「日めくりちがさき」に活動内容を掲載しました。 また、ちがさき環境フェアで外来種に関するポスターを掲示、開発時の緑化指導の中で、外来種を避け、在来種中心の植栽を作るよう事業者に対して指導する等、複数の方法で情報発信を行っています。

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
32	18	令和７年度実績の事業評価の課題ついて、同じことが前年も記載されている。どんな見直しがされたのか、されなかったのか、記載すべきである。 （令和７年度実績　課題の記載） 公園整備方針の策定については、他自治体の事例を参考にしながら、策定手法（職員対応か委託か）を含めた具体的な進め方を決定することが大きな課題となっています。また、公園緑地等の維持管理については、除草を要する期間の長期化を踏まえ、適切な維持管理水準を確保するための除草回数の見直しが必要です。 （令和６年度実績　課題の記載） 公園整備方針の策定は、他自治体の事例を参考にしつつ決めることが、今後の大きな課題であると考えます。公園緑地等の維持管理では、除草を要する時期が長期化しているため、除草回数の見直しが必要だと考えます。みどりの保全に関して、特に南側の地域のみどりの回復に向けた新たな取り組みが必要です。	公園緑地等の維持管理については、令和８年度委託契約より、街路樹の剪定回数を増やすほか、除草箇所を拡大いたしました。よって令和６年度、７年度は同様の課題となっておりましたが、現在は解消に向け取り組んでおり、引き続き効果検証を行ってまいります。
33	18	令和７年度実績の事業評価の課題ついて、前年、南側の地域のみどり回復に向けた新たな取り組みが必要とあるが、どのような取り組みを行い、どのような効果があったのか。 （令和６年度実績　課題の記載） 公園整備方針の策定は、他自治体の事例を参考にしつつ決めることが、今後の大きな課題であると考えます。公園緑地等の維持管理では、除草を要する時期が長期化しているため、除草回数の見直しが必要だと考えます。みどりの保全に関して、特に南側の地域のみどりの回復に向けた新たな取り組みが必要です。	南部地域のみどりの保全については、これまで同様に、保存樹林の指定・助成や、開発に伴う緑地創出及びその指導を実施しており、事業者等に対して、積極的なみどりの設置を呼びかけています。また、まちなかの緑地の整備・確保を目指し、新規事業として「鉄砲道沿いの緑地保全および魅力創出」を進めていく予定です。
34	19	令和７年度実績の事業評価に記載の「公園緑地等の維持管理」について、西久保付近の高速道路の下、側道そばの公園の土の部分が、人工物で固められてしまった。草が生えないようになっている。あれでは雨水は浸透しないし、昆虫も野鳥も来ない。当然緑被面積も減っていると思うが、公園緑地課はこの現状をどのように考えているのか。こんなことはやめてほしい。草刈りをボランティアでしてくれるような仕組みをつくってほしい。	当該地につきましては、ポケットパークとして皆様に広くご利用いただけるよう、防草対策の一環として真砂土舗装を施工しております。

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
35	20	令和７年度実績の事業評価について、課題の中で「流路の確保については必要に応じて浚渫等を実施するとともに、県との連携のもと事業を着実に継続していくことが重要な課題となっている」と記載がある。駒寄川では、市民団体がナガエツルノゲイトウを除去しているが、土の中に埋まっているものもあり、浚渫をしてほしいと要望しているが、すでに２年近くが過ぎている。重要な課題ならば、早急に実施してほしい。	河川の流路を確保するための除草及び堆積土砂の浚渫を実施しておりますが、現地を確認した結果、令和７年度においても浚渫に至る状況ではありませんでした。 流路の閉塞等が懸念される場合は浚渫を実施いたします。
36	21	施策⑤令和７年度の主な取り組み実施状況の「千ノ川・駒寄川の除草などの維持管理」に記載の駒寄川のナガエツルノゲイトウについて、繁茂の確認だけでは、どうにもならない。今のところ市民団体「駒寄川水と緑と風の会」が抜き取り作業を年に 4 回ほど行い、下水道河川管理課の皆さんがゴミとして処理していただいてる。ナガエツルノゲイトウ除去を目的とした浚渫を早急に行ってほしいと思う。数年続けて浚渫してもらいたい。	特定外来生物の除去を目的とした浚渫は実施いたしかねますが、流路の閉塞等が懸念される場合は浚渫を実施いたします。
37	23	施策⑥令和７年度の主な取り組み実施状況の「援農ボランティア制度の活用」について、この制度は重要だと思うが、実際に話を聞くと、援農ボランティアに不安があるとの声がある。もう少し農家が安心できるシステムが構築できないのか、考えてほしい。	援農ボランティア制度は、農家とボランティア双方の理解のもとで行う活動であり、農家の皆様には、制度の趣旨や内容をご理解いただいた上で、それぞれの状況に応じてご活用いただいております。一方で、制度の利用にあたって不安を感じるとの声もあります。今後は、様々な立場の方からご意見を伺いながら、皆様がより安心して利用できる仕組みや運用について検討してまいります。
38	24	第４回茅ヶ崎市自然環境評価調査について、この調査の結果で保全の施策を進めないでほしい。	ご意見参考とさせていただきます。自然環境評価調査の結果も資料の一つですが、自然環境の保全を進めていくには、多角的な資料や視点が必要と認識しています。

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
39	24	評価調査お疲れ様でした。第 3 回と今回の調査を比較しているが、今回の調査は団体、作業中、一人で見たものも OK にしたようである。前回の調査の形態とまったく違うし、比較にならないと思われる。 保全作業していると様々な動植物の発見がある。それも調査の記録として OK にしているのは差がありすぎると考えられる。清水谷は保全作業をしているが、調査員が参加していない。行谷の一部、赤羽根十三図の一部は、保全作業をしていて、調査員がいる。保全作業をしていて調査員が見つけたものは OK にするというのは、公平な調査とは言えない。行谷と赤羽根十三図の指標種の数が増えるのは当たり前と考えられる。前述したが、第 3 回とは比較にならない。 団体参加が OK ならば、保全作業をしている市民団体にも声をかけたら、結果は異なったと思う。 この調査を基に「管理状況の変化によって草地の生きものが減少した」と書かれているが疑問。ここ数年の少雨、高温の夏など温暖化の影響もあると思う。 また資料として市民活動団体に指標種を提出させているが、今回評価調査した結果と異なるものがある。何故環境政策課は市民団体に指標種を聞いたのか、理由をお聞きしたい。	第 4 回評価調査においては、補足調査として、調査員の単独調査等の情報も一部採用しました。調査チーム（複数名）での調査のみに限定し、調査努力量を定量化するという基本的なルールがある中で、例外的な調査事例をどこまで受け入れるのか、曖昧になっていた部分があります。 今後実施予定の第 5 回調査に向けて、調査の基本的なルールの明確化に努めてまいります。 第 4 回調査において、新たに法人の参加を可能といたしましたが、広報が行き届いていなかった部分がございました。今後、改善に努めてまいります。

政策目標 2　良好な生活環境が保全されているまち　について

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
40	28	施策⑧健全な水循環の維持では、今、話題の「ピーファス(PFAS)有機フッ素化合物」についての言及が必要では。	本報告書には、PFAS の言及はしていませんが、PFAS への対応としては、施策⑧の主な取り組みの「地下水・河川水質調査」の中で取り組んでいます。具体的には、PFOS 及び PFOA が水質汚濁に係る要監視項目に追加されたことを受け、令和 4 年度から小出川（宮ノ下橋）での測定を開始し、7 年度からは測定回数を増やして水質を監視しています。これまでの測定では、指針値 50ng/L を下回る結果であり、市ホームページ等で公表しています。 今後も PFAS を含めた水質測定結果については、市ホームページ等で公表してまいります。

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
41	30	施策⑨地域での生活環境の保全について、生活環境は騒音だけではない。大気、水質、土壌、騒音、振動、地盤地下についての言及が必要では。	ご指摘の内容については、関係法令に基づき監視や立入、指導などの対応を通じて、良好な生活環境の維持に取り組んでおり、これらの内容については施策⑦及び⑧にて記載をさせていただいております。 今後も法令に基づき、関係機関との連携を図りながら生活環境の維持に努めます。

政策目標３　資源を大切にする循環型のまち　について

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
42	38	施策⑫4R の推進について、導入部で、4R「リフュース、リデユース、リユース、リサイクル」の意味を十分に説明して、用語集での説明は全て削除する。	本市では、3R の「Reduce（リデュース：発生抑制）」「Reuse（リユース：再使用）」「Recycle（リサイクル：再生利用と熱回収）」に、「Refuse(リフューズ：要らないものを買わない・断る)」を加えた４R を実践することにより、地球環境へ負荷を与えない資源循環型社会の構築を目指しています。 いただいたご意見を踏まえ、今後の報告書等の記載方法を検討してまいります。

政策目標４　気候変動に対応できるまち　について

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
43	56	施策⑲自然災害対策の推進について、「環境」と「防災、減災」との関連性については再考する必要がある。環境省はグリーンインフラの整備とか生態系の活用をあげているが、関連性が弱く、再考すべきでは。	「環境」と「防災・減災」との関連については、気候変動への適応という観点から、環境基本計画に位置付けています。 令和８年３月に策定した「茅ヶ崎市環境基本計画中間見直し」では、施策20「自然災害対策の推進」の取り組みとして、千ノ川・駒寄川の整備を位置付けるなど、防災・減災に関する取り組みを整理しています。

資料編　について

No.	ページ	意見の内容	市の考え方
44	資-55	環境基準について、説明文は最初の 5 行のみで OK。 以下は削除。	ご意見を踏まえ、今後の報告書の記載を修正します。
45	資-57	生物多様性について、説明文が幼稚すぎる。 (案)地球上の多様な生きものが互いに繋がり、支え合っている状態。生態系、種、遺伝子レベルでの多様性が必須となる。	生物多様性は、生態系、種、遺伝子という複数のレベルで捉えることができる概念であり、市民の皆様に正確に理解していただくことが重要です。 現在の用語集では、専門的な内容をできるだけ平易な表現で説明していますが、正確性と分かりやすさの両立が必要であることから、いただいたご提案も参考に、今後の用語集の記載内容を検討してまいります。